

滑川市消防団PR動画制作等業務委託仕様書

1 仕様書の意義

本仕様書は、「滑川市消防団PR動画等制作業務委託」に係る公募型プロポーザルの参加事業者に求める企画提案の前提条件となる仕様を示すものである。公募型プロポーザル参加事業者は、この仕様書に明記されている事項を満たしたうえで、本事業に関する企画提案を行うことができるものとする。

2 業務の目的

消防団活動の魅力、やりがい等を伝える消防団のPR動画等を制作し、特に10～30代の若年層をターゲットとして、SNSを含むソーシャルメディアやデジタルサイネージ等を活用した広報を通じ、多くの市民等の目に触れることにより消防団への加入促進を図るもの。また、二次元バーコードを印刷したチラシを市内事業所等に配布することで、PR動画の認知度を向上させ、地域住民の消防団員加入への意識の醸成を図るもの。

3 期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 納入先

滑川市総務部防災危機管理課（以下、「担当課」とする。）

〒936-8601 滑川市寺家町104番地

電話：076-475-0573 メールアドレス：bousaikiki@city.namerikawa.lg.jp

5 業務内容等

(1) 概要

① 消防団活動PR動画の作成

消防団活動取材し、活動内容や重要性を理解できる内容の動画を作成することとし、消防団のPR及び入団促進等の動画制作に係る企画、台本作成、演出、撮影、録音、編集、ナレーション等の映像制作に必要な業務及び付帯する業務一切を主導して行うものとする。

プロポーザルでの企画提案内容を基に、動画の内容、演出方法等について速やかに打ち合わせを行い、担当課の了承を得ること。

なお、円滑な進捗を図るため、適宜協議を重ねながら業務を進めるものとする。

時期等の都合により入手困難な写真、映像がある場合は、委託者が所有するものを使用することができる。

② 作成した動画を活用したSNS広報の展開（プロモーション含む）

作成した動画の認知拡大のため、市公式SNSを含むソーシャルメディアを活用し、効果的かつ戦略的な広報展開を行うこと。また、具体的な媒体や期間を合わせて提案すること。なお、公共施設や企業のデジタルサイネージ等における発信も検討しており、これらに対する対応も担当課と協力して実施すること。

③ 消防団員募集チラシの作成・郵送

市内事業所等への配布用としての消防団員募集チラシを作成、印刷する。チラシには、市SNS等のQRコードをチラシに掲載することとし、図案、掲載内容について担当課の了承を得ること。受託者は作成、印刷したチラシを市内事業所（約800社）へ郵送すること。

(2) 制作物

① P R 動画

動画内容	再生時間	制作本数
消防団に関する動画	3 分程度	1 本
	30 秒～1 分程度	3 本
	15 秒	10 本
計		14 本

※動画形式は、MP 4 及び w m v の 2 形式で納品すること。

画面縦横比は 16 : 9 とする。

解像度はフルハイビジョン (1,920×1,080) 以上とする。

※上記の制作本数 (14 本) は下限であり、受託者が効果的であると考え独自の種類 (題材) 等があればその旨を企画提案できるものとし、契約金額の範囲内において、担当課と協議のうえ追加制作できるものとする。

※本市消防団は市内 8 分団で構成され、253 名 (本年 4 月 1 日現在) の団員が在籍し、県内でも珍しい「はしご登り」を出初式で披露するほか、1 年を通じて様々な訓練等を実施しているので、動画作成の参考とされたい。

※制作した動画については、担当課と協議のうえ、完成したものから随時配信する。

② 啓発チラシ

数量	サイズ	種類等	紙質
1,000 枚	A 4 縦	フルカラー	マットコート紙

※啓発チラシについては、市内事業所 (約 800 社) への発送 (郵送) 業務を含むものとし、発送先等のデータについては担当課が別途受託先に提供する。

(3) 提案を求める事項 (P R 動画の内容・コンセプト)

- ① 消防団活動のやりがいや魅力が視聴者に伝わる内容の映像を制作し、主に 10 代から 30 代の消防団に関する無関心層、若年層 (女性を含む) が興味を持つ内容であること。
- ② 消防団活動について、年齢を問わず一般市民が理解できる内容とし、インパクトのある演出等を施すことで、公開後の再生回数増加が見込める映像とすること。
- ③ 動画の内容は消防団の P R、入団促進にとどまらず、「消防団の P R」を軸に、消防防災、応急手当などの救急に関する知識や消防団が実施する様々な訓練等の内容を含んでも構わないこと。
- ④ 動画の使用期限を定めないこと。
- ⑤ 現役団員のインタビューを取り入れた内容とすること。
- ⑥ S N S 等で使用できる内容にすること。
- ⑦ 撮影については、次の事項に留意すること。
 - ・消防団との日程調整等は担当課が行う。
 - ・人物を撮影する場合は、必要な肖像権の処理を行うこと。
 - ・消防団を現地で撮影する回数は分団毎に概ね 3 回程度を上限とすること。

6 成果品

成果品の数量、納品期限

品目	数量	納品期限
DVDプレイヤーで再生するDVD	20 枚	令和 9 年 2 月 26 日（金）
アップロード用動画を保存したDVD	2 枚	
チラシデータを保存したDVD	2 枚	
実施した広報の実施報告書	1 部	

※DVDはPC等で読み込み及び複製が可能なものとする。

※啓発チラシについては、納品期限までに発送業務を終えること。

7 著作権等

- (1) 本業務により作成されるデザイン、写真等全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、所有権等を委託者に譲渡すること。ただし、本市が使用を許可した場合、受託者は本業務により作成されるデザイン、写真等を使用することができる。
- (2) 本業務で制作・納品された制作物を、本市が期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、市が実施する講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（更改、配布、放送等）及び公衆送信等ができるよう、二次利用可能に関する権利について調整を行うこと。
- (3) 制作物の出演者の肖像権等については、受託者の責任において、撮影前に権利者等への了承を得ること。
- (4) 成果品の所有権は、受託者が本市に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、委託者へ移転するものとする。
- (5) 本業務の実施に伴い、第三者との間に発生したトラブルに対しては責任をもって対処すること。
- (6) 文献その他の資料を引用した場合は、その文献名又は資料名等を明記すること。

8 業務責任者

受託者は、制作業務にあたる業務責任者を置くとともに、本業務担当の業務従事者を特定しておくこと。業務責任者は、動画や画像制作に必要な知識と技能を有し、委託業務を統括し、本市との連絡調整の窓口となること。

9 業務の委任

受託者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。なお、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め委託者に報告し了承を得た場合はこの限りではない。

10 費用の負担

本業務の執行等に伴う、使用料、出演料、謝礼、郵送料、事務消耗品等の費用は受託者の負担とする。

11 打ち合わせ等

受託者は、業務遂行にあたっては委託者と十分な協議打合せを行うとともに、適宜進捗状況を報告するものとする。

12 業務の完了

本業務は、本仕様書に指定された制作物の一式を納品し、広報活動及びその成果を検証後、本市の検査をもって完了とする。なお、業務完了後において、明らかに受託者の責めに属する瑕疵が発見された場合、受託者は速やかに当該業務の修正を行わなければならない。

13 事業報告

事業終了後には、速やかに成果品とともに業務完了届及び事業報告書（PDFデータ及び紙媒体）を提出すること。

【提出先】

滑川市総務部防災危機管理課

〒936-8601 滑川市寺家町 104 番地

電話：076-475-0573 メールアドレス：bousaikiki@city.namerikawa.lg.jp

14 秘密保持

(1) 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、業務履行中及び業務完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

受注者は、個人情報の取り扱いについて、別記の個人情報取り扱い特記事項を守らなければならない。

15 その他

(1) 受託者は、受託する業務が行政サービスであることを十分認識し、関係法令及び条例、その他の規定等を遵守し、本業務を誠実に遂行しなければならない。

(2) 業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項はすべて実施する。

(3) 受託者は、委託者が本契約に係る映像等を市ホームページ等に掲載又はその他の用途に利用する際に、画像の加工、編集等が必要となった場合は、可能な範囲において協力するものとする。

(4) 受託者は、本業務に用いた資料及び成果品等について、委託者の許可なく公表もしくは貸与してはならない。

(5) 本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、その都度、担当課と協議のうえ決定する。